

令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（経済産業省）

○ 省全体における取組

（1）幹部からのメッセージの発信

- ・ 幹部が率先して働き方改革に取り組むとの姿勢を職員に示すべく、取組みの方針（メッセージ）を発信。
- ・ ゆう活集中取組み日には各幹部からのアナウンスを通して確実な実行を慫慂。

（2）超過勤務の縮減・休暇の取得促進・フレックスタイム制度の周知

- ・ 超勤事前申請の徹底を図るとともに、全職員が毎月の超勤目安時間を設定することで、時間意識を徹底。
- ・ 夏季休暇と併せた長期休暇の取得促進やフレックスタイム制度の理解を促すため好事例を紹介。

（3）課室における適切なマネジメントの深化

- ・ 管理職が所掌事務及びマネジメントに関する方針を明示し、課内の円滑な業務推進及びコミュニケーションを促進。
- ・ 上司と部下の円滑なコミュニケーションを実現するツールの一つとして、1on1ミーティングを試行的に実施。
- ・ 職員のモチベーションや満足度を定期的に計測するため、パルスサーベイを試行的に導入。

（4）テレワークの積極的实施

- ・ TDM集中取組期間中全ての日をテレワーク推進日と位置付け、集中的にテレワークを実施
- ・ 上記期間以外も、毎週水曜日及び8月のプレミアムフライデーを推進日とし、テレワークの実施を慫慂。

（5）自動化による業務効率化

- ・ RPAの活用による業務効率化の推進

（6）ゆう活勉強会の開催等

- ・ 職員による自主的な研修（「ゆう活勉強会」）を開催するなど、定時後の時間の有効活用機会を提供。

（7）働き方改革コンシェルジュ

- ・ 不要不急業務の見直しやチーム力を高めようとする課室を専門的に支援するコンシェルジュの創設。

（8）当省独自の働き方改革表彰

- ・ 業務改善の効果を上げた部署等（地方支分部局も含む）を当省独自に表彰するとともに、模範的な取組を省内に横展開。

○ 「ゆう活」実施概要

・ 実施期間：令和元年7月1日～8月31日

・ 実施概要等：職員が希望する日（実施期間に10日以上）に、早朝勤務やフレックスタイム制、休暇等を活用し、17時15分以前の退庁に努める。